

全木連時報

12月25日(火曜日)
(第597号)(毎月25日発行)
平成19年(2007年)

発行所
社団法人 全国木材組合連合会
編集兼 後藤 隆一
発行人
東京都千代田区永田町2-4-3 ☎(3580) 3215
URL http://www.zenmoku.jp



木材産業シンボルマーク

昭和33年12月15日第三種郵便物認可

定価 年500円

【全木連時報】の購読料は年会費に含まれています。

違法伐採対策推進国際セミナー開催

合法木材の供給の連鎖と信頼を求めて声明

全木連は、十二月三、四日に「違法伐採対策推進国際セミナー2007 in 横浜」を横浜市のパシフィコ横浜で開催した。会議には海外七カ国および三国際組織からスピーカーが参加し、それぞれの状況を報告し合うとともに意見を交換。そのまとめとして信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めるステートメントを表明した。

会議は、まず、主催者を代表し

て違法伐採総合対策推進協議会代表の大熊幹章氏が挨拶。「合法木材が信頼されるには、まだまだ問題がある。これから注目されるところ。ゴ－ホ－ウッドの和製英語が国際的に認知され市場に定着することを期待する。幅広い人に違法伐採対策の意義を考えてほしい」と述べた。

次いで、来賓の若林正俊農林水産大臣が「違法伐採対策は、サミットを控えて我が国としても積極的に取り組んできたところ。本セミナーの活発な意見を通じ、合法木材の政府調達だけでなく、民間への広がりを期待する」と挨拶した。

ゲストスピーカーの紹介の後、基調報告に移り、国際林業研究機関客員研究員のクリストフ・オビ

ジンスキー氏が、海外の違法伐採の実情、日本の対策、ヨーロッパでの取組み、気候変動にかかる排出権取引の状況について講演した。

この後、大会実行委員会座長の荒谷明日兒氏が会議の構成と運営について説明。個々のセッション、セミナーが二日間にわたって行なわれた。

会議は、供給側、需要側、合法木材証明システムをめぐる各立場から、①セッションA 合法性持続可能性を証明する輸出国の取組み(座長・東京大学永田信氏)②セッションB 日本市場における合法性を証明した木材の調達とマーケティング(座長・F o E ジャパン岡崎時春氏)③セッションC 北海道洞爺湖サミットに向けた世界と日本の合法木材調達への取組(座長・大会実行委員会荒谷明日兒氏)の三セッションを軸に、このほか既に前回のセミナーまでに報告経験のあるイギリス、インドネシア、マレーシアのほか、中国の発表があった。

- 目次
- 一面 違法伐採対策推進国際セミナーを開催し声明を出す
- 二面 改正建築基準法等について意見交換会を開催し意思の疎通を図る
- 三面 製材のJAS規格改正
- 四面 住宅着工減に対応して基金が特別措置 景況調査

ウッド」は徐々に浸透しつつあるものの、問題の捉え方は国によって様々であり、今後も地道な取り組みが必要であることが確認された。

会議での発言者は次のとおり。セッションA 〓ビルジエッタ・ソイケリ氏(ストラエンソ社)、マーク・ハバート氏(カナダ林産物協会)、ピーター・キング氏(米国広葉樹輸出協会)。セッションB 〓加藤正彦氏(全木連)、三柴淳一氏(F o E ジャパン)、本間健郎氏(住友林業)、木戸一成氏(積水ハウス)、橋本久幸氏(全国家具工業連合会)。セッションC 〓フェデリコ・ロペス・カゼーロ氏(地球環境戦略研究機関)、森田一行氏(林野庁)、アンディ・ロビー氏(英国木材輸入協議会)、ステイブ・ジョンソン氏(国際熱帯木材機関)。セミナー 〓アンディ・ロビー氏(英国木材輸入協議会)、ジャンセン・タケタシツク氏(インドネシア林業省)、ムハマド・ヒンリ・アブドゥラー氏(サラワク木材産業振興協会)、朱光前氏(中国木材流通協会)。

改正建築基準法等について

意見交換会を開催

全木連は、十一月三十日に改正建築基準法等についての意見交換会を開催した。会議には、岩手、福島、埼玉、東京、長野、愛知の各都県から特に建築に関係の深い木材業界関係者と国土交通省、林野庁の担当官が出席し、率直に意見交換した。

今回の建築確認申請段階での混乱は、大きな改正でありながら、情報不足と準備不足の中でスタートしたことに原因があったといえる。そこで、会議では、業界、行政双方とも理解を深めることに主眼を置いて進化した。また、業界は実態を知ってもらいたいという思

いをにじませて意見を述べた。

会議は、まず、国土交通省から住宅に関する全般的な状況と確認申請のスムーズな運用に向けての対応方向が説明された。具体的には「住宅ストックが世帯数を上回る状態の中で、戸建てに占める木造は増えている状況。その木造住宅の供給は年間五十棟以下の小規模事業者が六割を担っている。耐震偽装問題への対応としての今回の改正であるが、いろいろあったので、建築確認の要点をパンフレットにして解説する。最新の情報では四号建物については十月以降停滞はなく、持家は十月は持ち直している」といった説明があった。

次いで、全木連から「対策本部」の活動についての経過を報告した後、今回の会議のため、事前に寄せられた意見を全木連が整理したものを紹介した(別項)。

この後、各出席者から自由な形で意見が出され、国土交通省の担当者から適宜回答が出された。(以下、意見回答)。

・木造二階建てでも構造計算が必要との誤解がある。

―法律をよく読むと必要ないことが分かる。二十年十二月というのも、そこから変わるといふことで

はなく、どうするかを決めるといふこと。

・構造計算が不要ならヤング率もいらぬのではなか。

・使用材料の品質をどのように示したらよいか。

―施行令四十一条の欠点についての条項に当たらないことを示せばよいのではないか。ストレートには言えない。法令上はそれ以上のもではない。

・設計士でも具体的な書き方が分からないようだ。

―今後、講習会を開いて普及していききたい。

・二百年住宅は今の在来工法では無理。伝統工法でなければ出来ない。伝統工法の生き残る道を考えてほしい。

・四十一条の「節」については、中間検査の時にダメといわれないか。

―基準はないが、無節を求めているのではない。節はあってもかまわない。

・建築士が判断することだから、まず建築士に木を知ってもらうことが必要。

・プレカット工場が責任を持たざるをえない。

―逆に、木材業界として、こういうのが良いという提案を出してもうらえたら。国交省が、こうでなければならぬとは言っていない。

・五カ月間の営業停止を受けたみたいなもの。資金繰りに困っている。

―全建連からの聞き取りによると二極化しているようだ。

・競争があるのは当然。ただし、このままいけば工務店は残っていないだろう。

・伝統工法といっても地方ごとに違う。図書2にしても、年間百棟からあるところは出来るだろうが、年間数棟のところでは無理。

・図書2の種類の表現については決まった段階で十分な周知をはかろうと、実施してもらいたい。

・構造一級建築士のほかに伝統工法に詳しいアドバイザー的な資格を位置付けられないか。

・木造を知らない建築士が多い。補完的なことを考えなければ

・全木連で木造の構造の建築士を養成していかなければ。

・一般の建築士はJASは当然と考える。消費者も同じ。JASでないものもあると言えぬ途を留意しておくことが必要。

・木材の大々的なPRが必要。

都道府県木連からの改正建築基準法等についての意見まとめ

改正建築基準法

(改正建築基準法)

住宅の造り手ばかり厳しくするのはなく、賢明な消費者の自己責任も求めていくべき。

在来工法の木造住宅については、一部のモラルの欠如による以外は何の問題もないので確認申請の厳格な審査は行き過ぎ。

木造建築については、高層マンション建築と同じような厳格な確認申請は必要なく緩和措置が必要。

四号建築物の特例措置を二十年十二月以降も引続き延長することを要望。

(確認申請手続き等)
確認申請については、地域材利用の主流になっていく中小の大工・工務店が難渋しており徹底し

た事務の簡素化、迅速化、設計審査のソフト開発・普及が必要。

確認申請手続きは建築主事の考え方ひとつに左右されていて混乱。法改正の趣旨・内容等を全体としてもっと徹底すべき。

確認申請の審査が厳しく必要以上のものが要求されており、その手間と経費が大きな負担。木造の一般住宅については、RCと同じような手続き、規制は必要ないのではない。

プレカットCAD図面は、伏図として認められないので、これを認めること。

(変更手続き)
住宅は買うものではなく造るもので、建築途中の変更はつきもの。従って変更には柔軟に対応すべき。



窓の位置や大きさ、内装部材の変更について厳格な審査は必要なく、変更審査の簡略化、費用負担の軽減が必要。

軽微な変更の緩和措置について、具体的な範囲、例を明確にした解説書の作成普及が必要。

同等の性能をもつ代替樹種への

製材のJAS規格改正

各規格を一本化

新たに制定された「製材の日本農林規格」が十一月二十八日に施行された。

また、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格の改正についても同日付で施行された。

製材の日本農林規格の改正のポイントは、従来の針葉樹の構造用製材・造作用製材・下地用製材、広葉樹製材、まくら木、押角、耳付き材の各日本農林規格を廃止し、新しい製材の日本農林規格の中の条項にそれぞれの規格を位置付けたこと。また、たいこ材、円柱類が追加されたことである。

「製材の日本農林規格」の主な規格内容は次のとおり。

(一) 主な内容

①針葉樹の構造用製材、造作用製材、下地用製材及び広葉樹製材は、それぞれ日本農林規格が定められているが、これらの規格を統

変更、小梁の位置、大きさの変更は軽微なものとして取扱うべき。(主要構造部材の品質について) 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質については、JAS製品の生産増や工場認定の取得促進、あるいは他に品質を明示する県産材認証制度の導入などの仕組

みが必要。木材の品質について具体的基準が不鮮明。JAS無等級材の使用は可能か。JAS製品使用の位置付け、評価基準、記載方法、生産出荷業者として必要な帳票、種類について明確にすること。

JAS認定工場が少なく県産材

記載できる規定とする。

(二) 新たな規定の主な内容
①構造用製材の中に、梁等に使用する「たいこ材」や遊具・外構材等として幅広く利用される「円柱類」(丸棒)について基準を定める。

②環境問題を引き起こす可能性のある「CCA」を廃止。

③流通実態等を踏まえ、K2\K4において新たな薬剤を追加。(追加薬剤:SAA C、BAA C、CUAZ、AZN、VZNE)

④K5で使用可能な薬剤を新たに追加。(追加薬剤:ACQ、NCUO、NCUE)

⑤保存処理の浸潤度基準において、樹種を「耐久性D1」と「耐久性D2」に区分し、樹種名を特定していたが、針葉樹製材の「耐久性D1」にサイプレスパインを追加、広葉樹製材の「耐久性D1」にボンゴシ、イペ、ジャラを追加するとともに樹種を明確にし、「耐久性D2」は「耐久性D1」以外の樹種とし、「これらに類するもの」の規定を削除する。

⑥現行の腐朽基準、「軽微なこ

の認証制度もないので、木材の品質がJAS製品、あるいは認証材でなければならぬとするならば、零細業者は死活問題。

審査基準にJAS法に準じた地域認証木材制度を活用することを要望。(木造三階建て、公共建築物につ

と、「顕著でないこと」を数値により明確化する。

⑦構造用製材においては、従来から節、丸身、割れ等の強度的な欠点因子の規定により等級付けを行なっていたが、見た目が重視されることから、造作用製材の規定を引用した材面の美観について新たに規定する。(例:構造用の化粧柱において、「乙★三方上小節」等JASマーク表示が可能)

⑧構造用製材の標準(規定)寸法の追加

⑨仕上げ材でSD15と表示する寸法許容値のマイナス部分を0.5mm以下まで認める。

⑩目視等級区分構造用製材の仕上げ材の曲がりに対して厳しい基準を適用。

(三) 参考(新しくできた「たいこ材」、「まくら木用」、「円柱類」等の各規格への位置付け)

①造作用製材(耳付材(板類)を含む)

②構造用製材(美観表示可能、たいこ材(角類)を含む)

・目視等級区分構造用製材

甲種構造材―構造用I、構造用II

混構造の木造三階建てについて、木造部分(二階建ての部分)についての構造計算の緩和措置。公共建築物のJAS製品の義務付け。

構造計算は集合住宅に限定して

もいいのではないか。

(円柱類含む)

乙種構造材(円柱類を含む)

・機械等級区分構造用製材(円柱類を含む)

③下地用製材(耳付材(板類)・まくら木用・押角を含む)

④広葉樹製材(耳付材(板類)・まくら木用を含む)

*耳付材↓(耳付)、たいこ材↓(たいこ)、まくら木用↓(まくら木用)と各等級の下に括弧で記載する。押角はそのまま「押角」と記載する。

*保存処理薬剤の規格は①②③④とも共通である。

◇ 「枠組壁工法構造用製材の日本農林規格」の改正内容

保存処理に関する改正

①環境問題を引き起こす可能性のある「CCA」を廃止。

②流通実態等を踏まえ、K2\K4において新たな薬剤を追加。(追加薬剤:SAA C、BAA C、CUAZ、AZN、VZNE)

③K5で使用可能な薬剤を新たに追加。(追加薬剤:ACQ、NCUO、NCUE)

④現行の腐朽基準、「軽微なこ

景況調査=全木協
平成19年11月分集計表 ()内は実数

〔流通部門〕 モニター数125 回答数92 回収率74%
当月の状況

販売量	増加22% (20)	変わらず44% (41)	減少34% (31)
仕入量	増加16% (15)	変わらず43% (39)	減少41% (38)
販売価格	上昇5% (5)	変わらず69% (63)	下降26% (24)
仕入価格	上昇10% (9)	変わらず55% (51)	下降35% (32)

来月の見通し

販売量	増加16% (15)	変わらず51% (47)	減少33% (30)
仕入量	増加12% (11)	変わらず54% (50)	減少34% (31)
販売価格	上昇3% (3)	変わらず81% (74)	下降16% (15)
仕入価格	上昇7% (7)	変わらず72% (66)	下降21% (19)

3カ月後相場予想

	強含み	保ち合い	弱含み
米材	19% (15)	60% (48)	21% (17)
南洋材	15% (12)	73% (56)	12% (9)
北洋材	14% (11)	57% (44)	29% (23)
国産材	7% (6)	69% (59)	24% (21)
建 材	12% (9)	57% (44)	31% (24)

乾燥材取引の頻度	増加 17% (15)	変わらず 82% (70)	減少 1% (1)
----------	----------------	------------------	--------------

〔製造部門〕 モニター数147 回答数107 回収率73%
当月の状況

販売量	増加20% (21)	変わらず49% (53)	減少31% (33)
仕入量	増加20% (21)	変わらず50% (54)	減少30% (32)
販売価格	上昇4% (4)	変わらず76% (82)	下降20% (21)
仕入価格	上昇16% (17)	変わらず58% (61)	下降26% (28)

来月の見通し

販売量	増加18% (19)	変わらず53% (56)	減少29% (31)
仕入量	増加11% (12)	変わらず59% (62)	減少30% (32)
販売価格	上昇2% (2)	変わらず83% (87)	下降15% (16)
仕入価格	上昇10% (10)	変わらず75% (78)	下降15% (16)

3カ月後相場予想

	強含み	保ち合い	弱含み
米材	13% (7)	72% (38)	15% (8)
南洋材	13% (5)	74% (29)	13% (5)
北洋材	10% (5)	53% (26)	37% (18)
国産材	9% (8)	62% (56)	29% (26)

プレカットの動向

受注後、加工までの待ち時間	1ヶ月以内 76% (16)	1ヶ月 24% (5)	1ヶ月以上 0% (0)
---------------	-------------------	----------------	-----------------

木材産業緊急経営支援保証を実施
住宅着工の大幅減少に基金が特別措置

独立行政法人農林漁業信用基金では、住宅着工の急減に対する当面の臨時的な措置として「木材産業緊急経営支援保証」を実施する。

六月の改正建築基準法の施行以来、住宅着工数が急激に落ち込み、回復に時間を要するものと見られていた。このような状況の中、保証利用者からは経営への影響を懸念する声が上がっていることから、基金として素材生産業、木材・木製品製造業等に対する支援策を講じることとしたもの。

全木連では、今回の改正建築基準法等の施行に伴う対応として、既報のように「木材・住宅建築対策本部」を設置し、情報収集とともに関係機関に対して所要の支援措置を要請している。今回の基金の措置は、そうした要請に応えたものと位置付けられる。

今回の特別措置の要点は次のとおり。

①平成十九年十一月二十日から平成二十年三月三十一日までの臨時的措置で行う。

②二千万円の範囲で、現在の利用とは別に保証を行う。対象は正常先及び要注意先に限る。

③保証範囲は100%、原則無担保。

④臨時保証扱いで、三年以内(特認五年以内)で返済。

⑤対象は、素材生産(一般資金)、木材・木製品製造(一般資金)、木材卸売等(合理化資金)であり、都道府県の認可する合理化計画の資金に限る。

なお、詳細は農林漁業信用基金【林業部門】(本紙四面の同基金の広告を参照)に問い合わせられたい。

お役に立ちます
林業・木材産業信用保証

造林・育林、素材生産、木材・木製品製造
薪炭生産、林業種苗生産、きのこ生産、木材卸売業
に必要な事業資金の債務保証を行います。

皆様の経営にぜひこの制度をご活用下さい。

独立行政法人 農林漁業信用基金 (林業部門)

副理事長 加藤 鐵夫

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 (コープビル11階)

TEL 03-3294-5581 FAX 03-3294-5595

ホームページ://www.affcf.com